

令和5年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和5年7月19日（水） 午後2時30分から午後4時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：吾郷珠麗、飯塚昭、石井溪、石渡肇、伊東晶一、今井康介、金綱房雄、小林伸一、佐伯浩一、富田浩、増山拓誠、松宮智生、山口貴成、渡邊秀孝

木更津市：渡辺市長、重城総務部長、曾田総務次長

（事務局） 中原課長、河上係長、土屋主任主事、梅田主任主事

（関係課） 市民部市民課 萱野課長、露寄係長

健康子ども部健康推進課 古賀課長、西川係長

健康子ども部子育て支援課 森竹課長、石川係長

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

(1) 会長・副会長の互選

(2) 報告 交付前のマイナンバーカードの紛失について（市民部市民課）

(3) 報告 木更津市新生児・産婦訪問における個人情報の紛失について（健康子ども部健康推進課）

(4) 報告 児童手当事務における個人情報の紛失について（健康子ども部子育て支援課）

(5) その他 令和4年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況について

○傍聴人の数：0人

○会議内容

河上係長 ただいまより、令和5年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。私は進行を務めさせていただきます、総務部総務課法規係の河上と申します。よろしく願いいたします。

議事進行につきまして、着座にてさせていただきます。

初めに、木更津市情報公開総合推進審議会委員の委嘱状交付式を行います。渡辺市長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。皆様には自席にてお受け取りいただきたいと存じます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場でご起立くださいますようお願いいたします。

中原課長 それではお名前を申し上げます。吾郷珠麗様。

渡辺市長 委嘱状。吾郷珠麗様。木更津市情報公開総合推進審議会委員に委嘱します。委嘱

期間は令和5年7月1日から令和7年6月30日までとします。よろしくお願いいたします。

中原課長 飯塚昭様

渡辺市長 委嘱状。飯塚昭様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 石井溪様

渡辺市長 委嘱状。石井溪様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 石渡肇様

渡辺市長 委嘱状。石渡肇様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 伊東晶一様

渡辺市長 委嘱状。伊東晶一様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 今井康介様

渡辺市長 委嘱状。今井康介様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 金網房雄様

渡辺市長 委嘱状。金網房雄様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 小林伸一様

渡辺市長 委嘱状。小林伸一様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 佐伯浩一様

渡辺市長 委嘱状。佐伯浩一様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 冨田浩様

渡辺市長 委嘱状。冨田浩様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 増山拓誠様

渡辺市長 委嘱状。増山拓誠様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 松宮智生様

渡辺市長 委嘱状。松宮智生様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 山口貴成様

渡辺市長 委嘱状。山口貴成様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

中原課長 渡邊秀孝様

渡辺市長 委嘱状。渡邊秀孝様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

河上係長 ありがとうございます。ここで私から本日欠席されている委員のご紹介をさせていただきます。

委員名簿の10番にございます木更津人権擁護委員協議会所属の佐久間様、本日欠席となりましたが、ここでご紹介をさせていただきます。以上になります。

続きまして、渡辺市長より挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さんこんにちは。

委員の皆様には、ご多用のところ、また大変暑い中、木更津市情報公開総合推進審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいま、委嘱状をお渡しさせていただきましたが、ご就任を快くお引き受けいただき

ましたことを感謝申し上げたいと思います。

審査会から引き続きご協力をいただいております方もいらっしゃいます。御礼を申し上げます。

さて、本市におきましては、委員の皆様方のご協力をいただきながら、木更津市情報基本条例をはじめとする各種条例に基づきまして、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

本日は第1回目の会議となりますので、会長、副会長を選出いただきました後に、市より個人情報に関するご報告をさせていただきます。

ご多忙のところと存じますが、個人情報保護制度のほか、情報公開の総合的な推進のために、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 なお、申し訳ありませんが、所用のためここで渡辺市長は退席させていただきます。

続きまして、議題に入る前に、新たな委員での審議会が本日最初となりますので、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

吾郷委員 吾郷珠麗です。よろしくお願いいたします。

飯塚委員 新木更津市漁協の飯塚昭と申します。よろしくお願いいたします。

石井委員 木更津で弁護士をしています。石井溪と申します。よろしくお願いいたします。

石渡委員 木更津市農業協同組合の組合長の石渡ですよろしくお願いいたします。

伊東委員 木更津市退職校長会の伊東晶一と申します。よろしくお願いいたします。

今井委員 今年度から木更津の清和大学に赴任しました今井と申します。よろしくお願いいたします。

金綱委員 木更津市の社会福祉協議会の副会長しております。金綱と申します。よろしくお願いいたします。

小林委員 清和大学法学部法律学科の小林と申します。専攻は憲法学でございます。よろしくお願いいたします。

佐伯委員 皆様こんにちは。木更津市商工会議所で専務理事を仰せつかっております。佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

富田委員 P T Aより推薦をいただきまして、出席しております。木更津市P T Aでは現在顧問をしております。富田といいます。よろしくお願いいたします。

増山委員 増山です。今日はよろしくお願いいたします。

松宮委員 清和大学法学部で准教授を務めております。松宮智生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

山口委員 一般社団法人かずさ青年会議所の専務理事を仰せつかっております。山口貴成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

渡邊委員 木更津の裁判所の隣のかずさ総合法律事務所で執務しております。渡邊と申し

ます。どうぞよろしくお願いいいたします。

河上係長 ありがとうございます。次に、事務局より簡単に自己紹介させていただきます。

総務部長お願いいいたします。

重城総務部長 総務部長の重城と申します。よろしくお願いいいたします。

曾田総務部次長 次長の曾田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

中原課長 総務課の課長をしております中原と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

河上係長 改めまして総務課法規係長の河上と申します。よろしくお願いいいたします。

土屋主任主事 総務課法規係の土屋と申します。よろしくお願いいいたします。

梅田主任主事 総務課法規係の梅田と申します。よろしくお願いいいたします。

河上係長 次に、会議の成立についてご報告します。

本審議会の会議は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

審議会の委員定数は15名、本日の出席委員は14名となっております。本日の会議は成立しましたので、ご報告させていただきます。

次に、事務局よりお伺いいたします。木更津市審議会等会議の公開に関する条例第3条におきまして、審議会等の会議はこれを公開すると規定しております。

非公開の理由がなければ、公開となりますが、本審議会を公開するというところでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

河上係長 ご異議ございませんでしたので、本審議会を公開することといたします。

それでは議事に移ります。まず、次第の4、議題の(1)、会長及び副会長の選出でございます。

木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められております。

まだ会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間の議事進行につきましては、重城総務部長に仮議長をお願いしたいと存じます。重城総務部長、お願いいいたします。

重城総務部長 総務部長の重城でございます。会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本審議会の会長及び副会長は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第2条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めるとされております。

委員の皆様にお伺いいたしますが、審議会の会長の選出方法につきましてはいかがいたしましょうか。はい。石渡委員。

石渡委員 会長には引き続き小林委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

重城総務部長 ただいま、会長には小林委員とのお声がありましたが、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

重城総務部長 異議なしのお声をいただきましたので、会長は引き続き小林委員にお願いしたいと存じます。

それでは、以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。小林会長よろしくお願いいたします。

河上係長 ここで重城総務部長につきましては、退席させていただきたいと存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 小林でございます。改めてご挨拶申し上げます。

この審議会の規則によりますと、会長職に選任されたものは、会務を総理するというふうに規定されてます。大変重い文言です。

ちなみに、憲法には、内閣は国務を総理すると規定されています。これを指揮監督すると解釈するのが通説です。

そういうふうな解釈に立ってですね、しかし何より皆さんのご協力があつての指導監督だと思しますので、何分ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に副会長の選任をしなければなりません、いかがいたしましょうか。これは自薦他薦を問いませんので。

河上係長 選出方法については、会長が指名する方法は過去に事例がございます。

小林会長 それに異議がないかどうかでしょうか。

委員 異議なし。

小林会長 それでは私に次いでこの審議회를長く務められていらっしゃる渡邊委員に、是非とも副会長を引き受けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

渡邊委員 ご指名いただけるということであれば、若輩ではございますけれども、今お話いただきましたように、当審議会の委員は10年ほど務めさせていただいておりますので、受けさせていただきたいというふうに思っております。

小林会長 ありがとうございます。それでは正副会長が決まったところで、次第でいきますと、報告事項が3件ほどございます。

前もって、事務局からお聞きしてるところによると、いずれもいわゆるヒューマンエラーが原因となる事案ということですね。

1件ごとに課の人から説明していただいて、それに対して我々が、質問なり、あるいは意見なりを出すという形で進めていいですか。

河上係長 お願いしたいと思えます。まず先に1点よろしいでしょうか。

小林会長 はい。

河上係長 今回、この体制の審議会が初めてということですので、個人情報紛失の報告に先立ちまして、個人情報紛失にかかる報告を審議会に対して実施機関であります市から報告することについて事務局より簡単にご説明をさせていただきます。

今年度から個人情報保護法が木更津市も適用になっており、第3条の基本理念に照らして、紛失した経緯、再発防止策についてご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、交付前のマイナンバーカードの紛失について、市民部市民課より説明をさせていただきます。

小林会長 その前に、今せっかく個人情報保護法の3条、そして今年度から我が市の基本理念にもなったわけですね。ちょっと読み上げていただけますか。

河上係長 はい。第3条、個人情報、個人の人格の尊重の理念のもとに、慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いが図られなければならない。

小林会長 という理念のもとで、市長がこの審議会でご報告すべきだという判断をされたということですね。

それで、これからの3件の報告が行われますので、皆さん今の理念をしっかりと頭の中に置かれて、報告をお聞きになってください。以上です。

河上係長 では、改めまして市民部市民課より説明をお願いいたします。

萱野課長 市民課の萱野と申します。よろしくお願いいたします。

こちらは同じく、市民課の露寄でございます。よろしくお願いいたします。

交付前のマイナンバーカードの紛失ということで報告させていただきます。まずは今回の事案の概要について説明させていただきたいと思います。

概要といたしましては、夫婦でマイナンバーカードをオンラインで申請をされましたが、市民課におきまして、交付前の奥様のマイナンバーカードを紛失してしまったという案件でございます。

次に経緯でございますが、令和4年12月18日に、対象者がオンラインでマイナンバーカードの申請を行ったところでございます。

その後、令和5年1月13日に、この申請者を含めたマイナンバーカードが314枚、10箱が木更津市へ納入されました。

その後、市民課職員により、検品作業を行い、そこで対象者の氏名等確認を実施しまして、マイナンバーカードの交付前設定、これはICチップが読み取れるかどうかというような確認の業務を行いました。

その後、令和5年1月16日に、基幹系システムとって市民課のシステムにマイナンバーカードが完成しているという旨の入力をし、国で振っている管理番号の入力を行いました。

なお、今回の事案につきましてこの対象となった方のマイナンバーカードが確認できた最後の工程がこちらの令和5年1月16日になります。

その後、交付対象のマイナンバーカードを、納品時の紙製の箱から交付準備ができた保管用のケースへ移動しました。

翌日の令和5年1月17日に、対象者を含めて交付通知書、マイナンバーカードができましたというような通知を発送させていただきました。

期間が空きまして令和5年2月22日に対象者より、本人及びその方の夫の交付のため来庁しますという連絡がありました。これで予約された日は令和5年3月19日でございます。

その後、令和5年3月19日に近づきまして、令和5年3月15日に3月19日分の予約をされた方のマイナンバーカードの交付準備をしている際に、対象者のマイナンバーカードがないことが判明しました。

翌日まで執務室内を細かく搜索しましたが、対象のマイナンバーカードの発見には至りませんでした。

対象者につきましては、令和5年3月19日に経緯を説明いたしまして、謝罪を行い、了承はしていただいたところでございます。

その後、木更津警察署へ遺失届の提出を行い、議会で議長副議長への説明及び部長等連絡会議で説明を行った後、ホームページでのプレスリリースを実施したところでございます。

なお、紛失しましたマイナンバーカードにつきましては、システム上、廃止の手続きを行いました。

その後、この方のマイナンバーの番号そのものの変更を行い、その番号が変更になった後、再度マイナンバーカードの発行手続きを今進めているところでございます。

原因につきましてはですが、明確に特定できず申し訳ございませんが、マイナンバーカードは地方公共団体情報システム機構から小箱に入って納品され、交付前設定作業を行った後、この小箱から保管用ケースへ格納を行っております。

この工程において、地方公共団体情報システム機構から送られた小箱の中に何も入っていないことを確認せずに処理をしたため、誤って小箱に残ったマイナンバーカードごと廃棄してしまった可能性が高いと考えております。

今後につきましては、交付前のICチップの読み取り作業、後は市民課のシステムの入力を行った後に保管用ケースへ格納を行う際にも、枚数や対象者の確認作業を行うとともに、複数の職員に確認するようというところで、書面にて担当係長と課長まで決裁を取るような運用とさせていただきます。

また、常日頃から、個人情報の重要性の認識を一層深めるよう、職員には周知徹底をしたところでございます。私の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

小林会長 ありがとうございます。以上のような報告なんですけど、委員の方々から質問やご意見等があれば出していただければと思います。

意見がある方は挙手していただき、私が指名します。そしたらマイクをオンにして、お話いただくということでお願いいたします。

それでは何かご意見等がございましたら。

金網委員 先ほど、紛失の原因として、箱の中が空かどうか確認せずにそれを捨てたので、多分そこに入ったたのかなというのが今考えられる理由の一つですよね。

ですが、この時期はマイナンバーカードが全国で色々と問題があつて沢山テレビで放映されたりしていた時期ですよ。

そうすると、このカードの保管状況がどういう状況かちょっとわかりませんが、もしかしたら、木更津市という行政に不満のある人、マイナンバーカードに反対の人がいて、愉快犯じゃないですけども、そういう事件を起こそうなんて意図のもとに抜き出したとか、そういう可能性はあるんですかね。

萱野課長 今のご質問でございますけども、マイナンバーカードの紛失をしたのが今年の1月とか2月の話でございます、まだマイナンバーカードに対する不満等が出てくる前の話だったと私は考えております。

ただこの時期、2月末までマイナポイントを申請すると2万ポイントいただけるということで、確かにこの1月と2月は窓口のお客様が連日きておりまして、多い時はマイナンバーカードが200から500枚送られていることもありました。

ちなみに参考までに、今は1日60枚で、それでも多いほうですが、当時は200から300枚ほど送られておりました。

保管の方ですけども、取りに来た方がいらっしゃったら、職員が行って、鍵を開けてカードを取って出すということになりますので、先ほど委員さんがおっしゃったことはなかなか考えづらいことだと思っておりますが、100%ないということはこの時点では申し上げられないところでございます。以上でございます。

小林会長 他にございませんでしょうか。特になければ、私の方から一言。

多忙を極めるという時期に発生した事案だというふうに理解してよろしいでしょうか。

そしてもう1点は、先程複数の職員の方々に、今度からは箱の出し入れをチェックしますというふうなお話でした。ということは、当時は、例えば1人で箱から出して別の箱に入れるというような作業を行っていたのか、2点ほどお聞きしたいところです。

萱野課長 確かに1月、2月、3月というのはマイナンバーの申請が多かったことは事実ではございます。ただ、多いとはいえ、そういったことが発生したことはこちらの運用ミスであると思っております。そこは申し訳ございません。

また、職員の処理方法なんですが、マイナンバーカードが送られてきた後に、1人の職員がまず開けてチェックをし、別の職員が市民課のシステムに入力しておりました。

その後、保管をするときは、入力をした職員が行っており、事実上2人でしか行っていなかったために今回の事案が発生したと考えております。

今度はその市民課のシステムの入力が終わった後に、その交付用の箱にしまう際にもう1人、別の職員が移した結果と名簿があつているかを最終的に確認して、3人の目で今は事務処理するように変更したところでございます。以上でございます。

小林会長 そういう改善策がもうすでになされてるということですね。他に何かご質問やご意見等はございませんか。



富田委員 はい。

小林会長 どうぞ。

富田委員 P T Aから来ました富田です。

経緯を見まして、マイナンバーカードに限ったことではないと思うのですが、人の手が間にかかりすぎるんですね。

まず、314枚10箱が納品されました。これを人の手によって検品してます。また人の手によって、I Cチップのデータの確認をしています。また人の手によってこれをデータシステムに登録してという、これはあってはならないことではあるのですが、あってもしかるべきことかなと。

これだけ人の手がかかれば、あるいは手間がかかれば、また、今木更津市で報告を受けていますが、木更津市に限ったことではないと思います。

日本中どこの市町村でも、起こり得る、起きてる可能性もあると思います。

あつてはいけないので木更津市の市民課さんの方で、今、対応策をとつてもう二度とないような形をやっているっていうのはわかりますが、それはそれとして、木更津市から、千葉県に、千葉県から各日本の知事会に、そしてそこから国会にという形で、もう少し手のかからないような、このようなミスが起こりにくいシステムを構築してくれというような、難しいとは思いますが、依頼もかけていただきたいと思います。

これだけ人がかかれば、いけないのですがあつても仕方がないというのが正直私は思います。以上です。

小林会長 ご意見いただきました。市民課レベルだけというよりも、結局、法律の改正というところまでいかざるを得ないようなご意見、大変いいご意見だと思います。いかがですか。

萱野課長 はい。本当に貴重なご意見をありがとうございます。

ぜひ私の方から県の方に働きかけをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

小林会長 他にご意見等ございませんか。では、この件に関してはこれで終了ということにいたします。報告事項の2つ目をお願いいたします。

河上係長 それでは、木更津市新生児産婦訪問における個人情報の紛失について、健康こども部健康推進課より説明をさせていただきます。

古賀課長 健康推進課の古賀と申します。同じく健康推進課の西川係長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず新生児産婦訪問事業につきまして、簡単に触れさせていただきます。

母子保健法に基づき行っておりますこの事業は、生後28日未満のお子さんがいらっしゃるご家庭に保健師や助産師が訪問し、健康状態の確認、必要な保健指導や相談などを行うものでございます。

本市はこの事業を、助産師、保健師の資格を持った個人に母子訪問指導員として委託しております。以後、指導員とさせていただきます。

今回の事象の概要でございますが、指導員に訪問の依頼をするために、市から2種類の書類を郵送いたしました。

一つが出生通知書の写しです。こちらは出生後14日以内に、保護者の方が記入したものが市役所に送付されますので、その写しでございます。

もう一つが市役所で作成しました新生児訪問表・乳児家庭全戸訪問表という書類でございます。

次に経緯でございます。

指導員は5月12日に自宅でこの書類を確認しており、その書類を自宅内のカウンターに置き、その後レターラックに入れたそうです。

数日後、訪問予約の電話をするために書類を探しましたが、見つけることができず、レターラックの中には廃棄したと思っていた書類が残っていたそうです。

5月18日、指導員から書類がない旨、市に報告がありましたが、外には持ち出していないとのことから、指導員によく探すよう指示しました。

また、出生後28日以内に訪問しなくてはならないということもあり、担当職員は郵送した書類を再発行して、その指導員に市役所の窓口で手渡しました。

担当職員は係長に報告したものの、係長は指導員からの書類は持ち出していない、自宅内にあると思うという報告と、搜索の指示を出したとのことから、指導員からの報告を待つこととし、私への報告を後にし、結果、その後忘れておりました。

指導員が訪問を終え、5月31日に訪問結果の報告を持参し、その時にも市から再度探して欲しいと指導員に伝え、帰宅いたしました。

翌日の6月1日に指導員から再度書類を探したが見つからないと、電話が市に入ったため、そこで担当職員と係長から、課長以上に報告がありました。

6月2日に指導員と面接し、口頭及び書面にて報告を受け、市からは厳重注意をいたしました。

なお、この指導員は、袖ヶ浦市からも母子訪問指導員としての委託を受けており、今回の木更津市からの2件の依頼と同時に、袖ヶ浦市からも4件依頼を受けており、袖ヶ浦市の4件分の個人情報も紛失しております。

袖ヶ浦市の担当職員も、本市の職員と同じ行動を取ったため、上司への報告が5月31日になったと伺っております。

6月5日は袖ヶ浦市職員と一緒に指導員の自宅を訪問し、自宅内を搜索いたしましたが見つかりませんでした。

話は戻りますが、6月2日の午後、訪問対象者2件のお宅を訪問し、ご夫妻に経緯を説明し謝罪いたしました。

続きまして、漏えいの恐れがある個人情報の項目は、資料にお示ししている通りでございまして、要配慮個人情報として取り扱われる妊娠歴や分娩の経過、赤ちゃんの在胎週数、身長、体重などが含まれておりました。

今回の事案の原因としましては、指導員が書類を受け取った際、速やかに保管せず、自宅内に仮置したことや、担当職員及び指導員の個人情報の取り扱いや管理についての、認識の低さが問題であったと認識しております。

再発防止策でございますが、まず市から送付する書類を6月から従来の白い紙から緑色の紙にすることにより、自宅内の他の書類と紛れることがないようにいたしました。

また、書類を管理する専用ケースを購入し、指導員に配布し、そこに入れた上で、自宅の鍵のかかる場所に保管するよう指導しました。

指導員は今回の指導員を除き、14名おりますが、14名に対し、個人情報保護に関する研修を実施いたしました。

今後は年に1回は、個人情報に関する研修を実施予定でございます。

当課で個人情報取扱マニュアルを作成し、今までの契約書にはなかった、最後まで遵守しなくてはならない項目を明示するとともに、チェックリストも作成いたしました。

今回個人情報を紛失した指導員に対しまして、現在業務の発注を止めております。

再発防止策が徹底していることを確認の上で再開予定ですが、再開後、当面の間は、他の指導員より厳しく指導監督を行おうと考えております。

今のところ、情報漏えいし、被害が拡大した事実は確認されておりましたが、今後対象の方が乳幼児健診にいらっしゃいますので、その時に様子をお伺いしようと思っております。

また、市役所職員に関しましては、報告連絡相談の徹底について課内で話し合いをいたしました。

以上で私からの報告を終了いたします。よろしくお願いたします。

小林会長 以上のような報告なんですが、ご質問やご意見がございましたら、挙手の上お願いたします。

河上係長 会長、よろしいでしょうか。事務局より1点だけ補足で説明をさせていただきます。

今、健康推進課の方で報告させていただきました内容の中に、要配慮個人情報という定義がございました。

こちらは昨年度と違い、今年度から木更津市に適用されております個人情報保護法で定義されているものになります。

具体的には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別偏見その他不利益が生じないよう、その取り扱いを特に配慮を要する個人情報というのが法の定義になります。

要配慮個人情報として、総務課も含めて確認をさせていただきまして、個人情報保護法から委任されております個人情報保護に関する法律施行令第2条第2号に今回の健康推進課の列記された情報が当たり、要配慮個人情報ですので、個人情報保護委員会への報告が義務づけられております。

そのため個人情報保護委員会にも総務課を通してですが、紛失の可能性があるということで報告させていただいた事案です。以上です。

小林会長 以上のような手続きがもうなされていると。

それだけ重大な事案だというふうに皆さんもご理解していただき、何かご質問やご意見がございましたら。

金網委員 今の説明を聞くと、無くした時に探したら本来廃棄したものが代わりにあったということだと、本来廃棄してはいけないものを廃棄する、逆にしてしまったのかなと、そういうイメージがまず湧いてきます。

それから、途中で市の指導ですぐ探せという指導があったけれども、それを失念してたというのもありましたし、あと、袖ヶ浦ですか、他の市でも何かあったと。そうすると、この方、年齢は何歳なんですか。

この件に関してこれだけの不祥事じゃないけど、今まで、この人はそういう問題なり支障を起こしたことでもあるんじゃないでしょうか。

ですので、母子相談指導員として選任が適正かどうかというのが疑問に思うんですけど、担当課の印象としてはどうですか。

古賀課長 47歳の女性の方になります。

金網委員 認知症とかではなさそうですね。

古賀課長 はい。間違っただけで廃棄してしまったのではないかと本人も記憶が曖昧であるというふうに言っております。

個人情報を扱うのに適した人間かどうかというところではあるんですけども、20年以上この指導員という仕事をやっていて、他にも産婦人科で働いているという、いわゆるベテランと言われる方で信頼を置いておりましたけれども、やはりご本人も緊張感が欠如していた、慣れがこのような結果を招いたと報告の時に言っておりました。

それが原因かなというふうに思っておりますので、それもありまして年に一度研修をやるというふうに決めました。

小林会長 今のお答えでよろしいんですか。

金網委員 20年も仕事をやっているベテランということですし、市の方で十分指導すれば、これを機に、生まれつきの性格は直らないでしょうけども、注意力がちょっと発揮されて、もうこれでこの職を委託しないと、そういうふうにするまでもないのかなと甘く考えております。以上です。

小林会長 私の方からいいですか。

この20年勤められたとは言っても、これだけの重大な事案ということで、これは委託契約に基づく事業ですよね。今さっきのお話だと止めているというような話ですから、打ち切りとまでは考えてないということのように聞こえましたがそれでよろしいですか。

古賀課長 はい。打ち切るというところまでは考えておりません。

3月まで契約していることと、あとは袖ヶ浦市でも、同じ個人情報の紛失をしたという

ことなんですけれど、実は袖ヶ浦市ではもう、この方に業務をお願いしているそうですので、その辺りがちょっと木更津市と袖ヶ浦市とで、余りに結果が違うというのもなんですけれども、うちの方は十分監督していけば、引き続きこの方をお願いしたいなというふうには思っております。

小林会長 ということのようですが、この点に関してご意見がございましたら。特にございませんか。

渡邊委員 何のペナルティーもないのは違和感がありますっていうのが正直なところあります。

それはいいんですが、他の訪問指導員より毎回厳しく確認監督を行うというふうに書いてあるんですけど、従前そういった体制があったのか、具体的にこれがどんな体制をとるのか教えていただきたいのと、当たり前だから書いてないのかもしれませんが、その個人情報回収の仕組みはどのようになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

古賀課長 まず回収は、報告書を出していただくときにお渡ししている書類は全部回収しております。

ただ、疑ってしまえばきりがありませんんですけど、その間でコピーをしまっているんじゃないかというような疑問も色々湧いてくる中で、今後はそういう規定もきちっと契約書の中に作っていきたいなというふうに考えております。

あと、ペナルティーがないというよりは、今回の指導員につきましては、今まで郵送でやりとりした、メールでやりとりしたというところを、窓口に来てもらうというような、少し他の指導員とは差をつけて、厳しくやっていこうというふうには思っております。

小林会長 よろしいですか。渡邊さん。

渡邊委員 他の訪問指導員より毎回厳しく確認、監督を行うって書いてあるんですけど、これ、他の訪問指導員よりもって意味ですかね。

古賀課長 はい。他の指導員よりも厳しくする予定でおります。

小林会長 例えば具体的に説明してくださいってことなんでしょう。それよりも、というのは、どういう「よりも」なのか具体的に説明してください。

古賀課長 具体的には、書類を渡す際郵送ではなく、指導員が毎回市に出向き、直接書類を受理する。

また書類の管理については施錠ができるケースに入れて運搬し、委託先では施錠ができる場所で別の書類と区別して管理をする。

市の職員が、指導員宅を訪問し、保管状況が適切であるかを目視確認をする。

個人情報取扱特記事項、個人情報取扱マニュアルの厳守をすることを指導する。

そのようなことを具体的に考えております。

渡邊委員 ということは、ここに書いてあることっていうのは、この当該訪問指導員さんに対してだけこれは行うってことなんですね。

それ以外の方っていうのは、専用ケースと、マニュアル作成、研修会等ということで。

古賀課長 はい。あと専用ケースを用意して、自宅で鍵のかかるところに保管するようということをお願いしてまして、それは、メールでやりとりして、確認しました。

すみません。私、先ほどコピーの話をしたんですけど、個人情報取扱特記事項の中に2、個人情報の複写及び複製というのがございましたので、契約書の中に新たに記載するという事は訂正させていただきます。

渡邊委員 概要としてはわかりました。

金網委員 この母子訪問指導員というのは14名なのか、この方入れて15名ですか。

古賀課長 入れて15名です。

金網委員 母子訪問指導員というのは、例えば市側が募集したり、お願いしたりすると、簡単に見つかるんですか。

全然やり手がないとか、ないしは色々経験等が必要だからこういう条件のもとで、こういう人じゃなくちゃいけないとか、なかなか見つかりにくいものなんでしょうか。

別に、この人について私は雇っていいと思ってますけど、一般論として。

ただ、袖ヶ浦市さんがもう雇ってるってことは、あんまり募集しても人がこないのかなとか、そういう背景があるのかなと思ったんですけど、どうなんでしょうか。

西川係長 ご質問いただいた通り、助産師という職につきましては、病院をはじめ色々な機関で活躍しているもので、本市については15名と恵まれておりますが、他市においても、本当に2名とか数名という現状ですので、非常に貴重な人材として委託をさせていただいております。

小林会長 少しそういう背景があるということも、我々とすれば視野に入れなければならないってことなんですね。

ただそうは言ってもね、国の個人情報保護委員会に、提出する初めての案件だということも、つまりそれだけ個人情報の保護の取り扱いに関して、問題有りなんだという事案だということは認識すべきです。

この当該訪問員の方、そして直接やりとりされてる課の方々、十分認識していただかなければなりません。いいですか、そういう案件です。ご理解していただけるようお願いいたします。他に何かご質問等がございましたら。

増山委員 こちらの未然防止策のところ、今後は年1回、個人情報に関する研修会を実施するとあるんですが、私自身はこの年1回というのが少なすぎるんじゃないかと考えております。

ここ最近、SNSなどですぐ個人情報がばらまかれるようなことが起きてるわけですけど、大抵個人情報がばらまかれるのは、その人がSNSなどをやっていて、その人のSNSの情報を見て、誰かが調べてばらまくのと、もう一つが、ばらまかれた本人の同僚の方がその個人情報を流してしまうということが起きてまして、そのことから、ちょっと年1回、せめて年2回にして、全体的にやっていった方がいいんじゃないかと思うんですけど、この年1回にされた理由というのはございますでしょうか。

古賀課長 特に年1回というのに理由をつけたものではございません。

年2回研修という形で、この15人が集まるということで予算を確保しております。そのうちの1回を使って、1回は必ず個人情報のことをやろうというところです。

この1回が少ないのかどうかというのはちょっとわからないんですけども、総務課の職員の方と相談しながら考えていきたいと思っております。

河上係長 追加して補足させていただきます。年1回につきましては、国が個人情報の取り扱いガイドを出しているんですが、一つ事例として出してるのがまず年1回の研修というのがございまして、それを参考に、総務課の方からもアドバイスをさせていただいたところでございます。

小林会長 それであれば国は少なくとも年1回としなければならないという趣旨なんですよ。

だから、我が市はそれを、2回ないし3回やってる分に関しては、何ら問題はないということ、そういう趣旨ですからね。

1回にしなければならないってわけじゃないんですよ。その辺ご理解ください。他にご意見やご質問ございましたら。なければこの件はこれで終わりということで、1時間経ちましたので10分休憩にします。

小林会長 それでは、再開しましょう。3件目の報告は子育て支援課からの報告ですね。お願いします。

河上係長 それでは、子育て支援課における個人情報の紛失について、同じく健康こども部子育て支援課よりご説明をさせていただきます。

森竹課長 子育て支援課長の森竹と申します。同じく子育て支援課の石川係長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今回の事案についてでございますが、令和5年6月9日、子育て支援課の窓口に出された書類について、紛失の可能性があることが判明したものでございます。

このことについて、6月9日から6月22日まで、執務室内を捜索しましたが、発見できませんでした。

経緯でございますが、6月9日午後4時頃、子ども医療費助成、児童手当の手続きのため、子育て支援課を訪れたお客様から職員が書類を受け付け、児童扶養手当の制度案内をするために、書類を次の職員に引き継ぐ際、その場で書類を確認しなかったため、児童手当、特例給付認定請求書1枚を紛失しました。室内を探すと同時に、お客様に確認をしましたが、手元にはないとのことでした。

6月12日、お客様に電話にて、書類が手元にはないかの確認をいたしました。

6月13日にも、お客様に電話で書類紛失の可能性があることを伝え、謝罪しました。後日来庁するとのことで、その際改めて書類の案内と謝罪をすることを伝えました。

その後確認のため、ご自宅を訪問しましたが、ご不在だったためお会いすることはできませんでした。

6月16日、お客様に電話で訪問することを提案しましたが、断られてしまったため、書類についても一度確認をして、お手元がないとのお話をいただきました。

その後、6月19日、お客様が子育て支援課の窓口いらしたので、書類を書き直していただいて、児童手当の手続きについては終了しております。

漏えい等が発生した恐れがある保有個人情報の項目でございますが、資料の通りでございます。

今回の事案の原因でございますが、職員間での引き渡しの際、書類の確認をしなかったこと、職員の個人情報の取り扱い、管理についての認識の低さが問題であったと認識しております。

改善などの対応、今後の再発防止策として、個人情報の取り扱いについて、派遣職員ですとか、会計年度任用職員もおりますので、それらの職員も含めた職員に指導しました。

窓口業務は業者に委託していることから、委託業者にも派遣職員に対して、個人情報の取り扱いについての指導を依頼しました。

今回の件は、書類の受け渡しの際の確認がなかったことで発生しているため、チェック表を作成して、書類の管理を開始しました。

また、窓口での書類の取り扱いについて研修を実施しました。

私からの説明は以上でございます。

小林会長 はい。以上ですが、何かご質問やご意見等がございましたら挙手の上でお願いします。

金網委員 今この説明とこの文言を読む限り、要するに、最初6月9日に書類を受け取ったときに、書類確認を職員が怠った、これがほぼ原因のすべてじゃないかと思うのですが、その後にこの経過を見ると「お客様に確認したところ」など、お客様が紛失したような感じの責任転嫁というか、単にもしかしたらお客さんが持つてるかもしれないってことを確認するのは当たり前なんだろうけども、文章表現とかを見ると、十中八九職員が原因なのに、お客様の方に責任をなすりつけてるような感じがあって、だから、個人情報の問題よりも、お客様に対する接遇の問題がもう一つの問題かなというような感じがするんですけど、どうなのでしょう。

森竹課長 今ご指摘いただいた通りだと私の方でも認識をしております。

何回も確認してしまったっていうところは、うちの方としても申し訳なかったなというところではございます。

小林会長 ご質問やご意見がございましたら、はい。

富田委員 原因の一番下にありますが、職員の個人情報の取り扱い、管理についての認識の低さが問題であるというふうに書いてありますので、今後の対応策、再発防止策の中に、やはり職員、また窓口業務を業者に委託してるということもありますので、関係職員に対



してやはり講習など、前の案件では年1回の講習というのがありましたので、やはり講習、説明する場を設けて、これだけ大事なものなんだ、こういうふうに気をつけなければいけないんだという場を設けるのがよろしいかと思います。

森竹課長 ありがとうございます。このところは私の方でも認識しておりまして、これが発生した後、すぐに職員全員含めて話をしておりますが、今後もその都度、話をしていきたいと思っているところでございます。ありがとうございます。

小林会長 他にご質問やご意見ございましたら。

確認ですが、2件目の報告の中では、要配慮個人情報複数含まれているということがありました。今回の事案でこの書類に記載されたお客様とか申請者の情報、その点に関してはいかがですか。

河上係長 法の概念になる部分もありますので、総務課で少し補足させていただければと思います。

要配慮個人情報というのは今度の法制度の中では法定されているものに当てはまらないと要配慮個人情報ではないんですが、法自体が、要配慮個人情報と通常の個人情報も含めて、全部同じレベルでしっかり管理しなさいってのが大前提であるものですので、ここに書かれています配偶者の電話番号だとか、そういうのも含めて本来しっかり管理しなければならないことですし、犯罪に使われる可能性があるっていう情報の観点から見ると同じように性別だとか、電話番号っていうのは、しっかりこちらの通常の個人情報も同じレベルで管理しなければならないというのが今度の法制度においても同じような形です。

過去、個人情報保護条例の時代には、センシティブ情報といういわゆる社会的差別に起因するような情報等については、扱うにしてもこちらの審議会です承を得ないと、もしくは法律に規定がないと扱わないような形ではやっていたんですが、今度の新法のほうは、扱ってもいいけれどもそれが要配慮個人情報であっても通常の個人情報であつてもしっかり管理しなさいというのが、国の方針となっております。補足は以上です。

小林会長 ありがとうございます。

もう1点確認ですが、子ども医療費助成に関する申請書と児童手当に関する申請書をお客様、つまり申請者が窓口で担当職員の方に渡したと。これは2件の書類ということでしょうか。

森竹課長 はい。2通の書類をいただいています。

子ども医療費助成の方の書類はうちの方にありますので、それについても処理の確認をして、手続きはすべて終わっております。

2枚出していただいたうちのこの児童手当の方だけ見当たらないということで探しております。

小林会長 はい。わかりました。

2件の書類に記載された項目が下に記されているわけですね。

どちらの申請にしても、この一つ一つ記載されてる情報は、先ほど河上さんの方からも、説明があったように要配慮個人情報には該当しないと。

しかし、申請を出すという行動をとってらっしゃるわけだから、例えば、氏名と住所も書かれてるこの方が子育てにあたっての手当を必要としている、そして幸いにはなるんですがこの医療の方の書類はある。

例えばこれについても、3つとも紛失したっていうことになれば、必ずしも経済的に潤沢ではない環境にあるんだなっていうことが読み取れるわけですよ。

そういう意味でね、たとえ、仮に要配慮個人情報に規定されていなくても、結果的には、それぞれの書類が事実上要配慮個人情報の塊なんだというふうな認識は必要だとは思いますが。よろしいでしょうか。

他に何かご質問やご意見ございましたら。なければこの案件を終わり、令和4年度情報公開制度個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況についてのご報告をお願いいたします。

土屋主任主事 それでは私の方から、令和4年度の情報公開制度の施行状況、個人情報保護制度の運用状況及び会議公開制度の運用状況につきまして、報告させていただきます。

件数につきましては、情報公開制度と会議公開制度は、例年と比べて大幅な増加、個人情報保護制度は例年並みの件数になっております。

それでは、配付させていただいた資料の中で、まず情報公開制度の施行状況と書かれているものをご覧ください。

令和4年度は14人の方から42件の請求がございました。令和3年度と比べて12件の増加となっております。

内容としては、例年通り、工事または業務委託契約の積算根拠となる金入設計書、つまり積算金額入りの設計書の請求が多く、同じ方が何件か金入設計書を請求しているため、人数に対し請求件数が多くなっております。

通し番号9番の取り下げにつきましては、相手方の必要な情報が当市のホームページで確認できる、市がすでに公表している情報であったため、情報開示請求での開示については、取り下げとなりました。

通し番号23番の取り下げにつきましては、相手方の必要な情報が所管課の通常業務の範囲で提供できる情報であったため、開示請求ではなく、取り下げとなりました。

その他、実施機関別の内訳決定状況は資料の通りとなります。

続きまして、個人情報保護制度の運用状況をご覧ください。

こちらは11人の方から16件の請求がございました。

通し番号3番の拒否につきましては、請求に係る情報が死者に関する情報でした。

本来であれば、本人の情報を開示するための制度ですので、家族であっても、本人以外では開示できませんが、死者に関する情報のうち、例えば相続人が相続財産に関する情報を請求するときなど、死者の情報が請求者自身の個人情報であると考えられる情報及び社

会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報に該当する場合には、例外的に開示をします。

本件では、相手方の開示請求書などから、これに該当しないと所管課で判断し、拒否をしたものになります。

通し番号10番、11番につきましては、開示対象文書が多く、時間を要したため、延長決定をしております。

通し番号6番、13番の拒否につきましては、開示の請求に係る個人情報が存在しなかったため、拒否をしたものになります。

その他、実施機関別の内訳決定状況は資料の通りとなります。

最後に、会議公開制度の運用状況でございます。

令和4年度は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第6条の規定に基づき、事前に239件の会議の開催の公表を実施いたしました。

また、令和元年度から3年度までは、毎年数件、新型コロナウイルス感染症の関係で中止となった会議がございましたが、令和4年度につきましては、公表された会議すべてが開催されました。

実施機関別の内訳決定状況は資料の通りとなります。また、会議の傍聴人の数は10人となっております。

私からの報告は以上となります。

小林会長 ありがとうございます。令和4年度情報公開制度個人情報保護制度並びに会議公開制度の運用状況に関する報告でした。何かご質問やご意見等がございましたら、ございませんでしょうか。それであればこの報告に関してはこれで終わります。

そうしますと、次第は全部終了して、最後に、今回の審議会のメンバーの方々は新しい方々の方が多いですね。

特に新しく任命された方々、それから古株の我々も含めて、何か他にご意見やご質問がございましたら何なりと遠慮なく。どうぞ。

山口委員 本日は報告で上がっていたものに関して、紛失をしましたというところで今後の改善策を聞かせていただきましたが、あくまで想定される中での今後の課題であったり改善策を示していたと思うんですが、実際その後現物が見つかった後、原因が実はこうでしたというところに対してのフィードバック、こうだったらこういう改善策に変更しようっていうようなところのフィードバックっていうのは今後あるのでしょうか。

小林会長 事務局の方へご質問なんですよ。後半ご意見のようにも聞こえますから、フィードバックすべきだったというご意見も含まれているようなご質問ですか。

山口委員 そうですね。

小林会長 いかがですか。

曾田総務部次長 はい。お答えをさせていただきます。

今、ご報告したものにつきまして、原因がこうだったから、こうなんだろうというところ

ろで策を講じておるんですけれども、お話にあった通り、書類が今後見つかりましたよということであれば、また違う原因によって生じたものですので、当然のことながら、それについてフィードバックをして、より正確なものとなるような手続き等に改めて参りたいと思っております。以上でございます。

小林会長 ありがとうございます。

せっかくのご意見をいただいて、それに対する大変いい回答を得られたので、この審議会は毎年回数があるわけではありませんが、例えば、今日挙げられた案件は一つ一つ極めて重大な案件と我々は受けとめています。

できれば、今のフィードバックに関する方策も含めて、その後どうなってるんだということの報告も次回や次々回の会議の中でしていただければと思います。これは委員全員の見解であるというふうにご理解ください。

それからもう1点。これは認識をお伺いしたいところなんです、この3件立て続けに発生してしまった、その中の一つには、国の個人情報保護委員会へ報告しなければならないような案件まで出てきてしまった。

しかしこれはいずれも私が冒頭お話したように、職員の方々あるいは関係者、その委託契約もされてる方も含めてのヒューマンエラーなんですよ。

悪意に基づいて外部に情報を流したという悪質な案件ではないヒューマンエラーなんです。

しかし、このヒューマンエラーが立て続けにこのところ発生したということについての認識をお伺いしたいんですが、これはたまたまこの時期に、たまたま3件発生したという認識なのか、それとも何か3件続けて、それから今後起こる可能性も否定できませんが、連続して起こったという現象について、どう認識されてるのかお伺いしたいところです。

中原課長 はい。私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず今回の3件の報告をさせていただきました案件につきましては、個人情報保護制度を所管しておりますのが総務課でございます、総務課といたしましても、今回の事案につきましては、非常に重大な事案であるというふうな認識を持っているところでございます。

3件立て続けに起きたことにつきましては、起きたタイミングはたまたまだというふうな認識もありますけれども、そもそも委員の方からもご指摘があった通り、もともと起きるような管理体制であったと、つまり個人情報の保護に関する運用ですとか、安全管理措置が不十分なまま運用していたために起こったというふうなところの認識もございます。

市といたしましては、この状況を踏まえまして、早急に個々の事務だけではなくて市全体としてのその再発防止策を行う必要があるというふうにご考えているところでございます。

具体的には、これまでも個人情報の取り扱い、それから制度の内容等々につきましては、文書で各部署の方に総務課の方から通知を出していたところがございますし、実はこの漏えい事件が起きる直前にも同じ内容のものを通知していたというところがございますが、これだけでは当然不十分だということもございますので、改めましてもっとかみ砕いた形での全職員に対する周知の徹底はもちろんさせていただきたいと思っております。

研修という部分では、今考えているのは外部の講師を招きまして9月ごろまでに、これまでは新人職員ですとか、あるいは個人情報の管理責任者である課長クラスへの個別の研修というものを行っていたんですけれども、事務を取り扱う上では係長クラスがキーマンかなというふうに今考えておるところでございますので、係長クラスの全係長を対象にした個人情報の研修というものを9月中旬ぐらいまでに実施できないかということとで今、早急に調整をしているところでございます。

あとは、これはちょっと予算の関係がありますのではつきりこの場でやりますという断言ができなくて申し訳ないんですけれども、個人情報に関する法改正、法制度に移行したということもありますので、法制度の具体的なマニュアルですとか、木更津市としてのマイナンバーも含めた個人情報の取り扱いの規程関係などを、外部の委託にはなる可能性があるんですけれども、そういったもので制度化、あるいは制度の手引きを整備して、それを改めて全職員へ周知徹底を図っていくというような方向でいくつか制度や体制の改善を考えているところでございます。以上でございます。

小林会長 大変心強いお話で、ぜひ実施していただきたいというのがこの全員の意見だと思います。よろしく願いいたします。

他に特にございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして令和5年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を終了といたします。暑いさなか長時間に渡って、皆様ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年9月4日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一